電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人　日本照明工業会　/日本規格協会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8147-2-10（2017）
対応国際規格番号（版）	IEC 61347-2-10（第 1 版(2000)，Amd.1(2008)）
規格タイトル	ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	ネオン変圧器
廃止する基準及び有効期間	J61347-2-10（H20）、有効期間 3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

審議中に問題になった主な事項は，次のとおり。

a) **適用範囲**（箇条 **1**）　旧規格では，ネオン管用電子インバータ及び変換器を出力電圧及び出力電流の範囲によって、タイプ A，タイプ B 及びタイプ C の 3 種類に分類していた。この分類が妥当であるか審議した結果，この規格では出力電圧及び出力電流の範囲によらず，タイプ A 及びタイプ B は，対応国際規格の分類を生かすこととし，対応国際規格に含まれない我が国独自の既存の製品を，タイプ C として分類することとした。ただし，タイプ B のうち，1 回路当たりの出力電流の実効値が 50 mA を超えるものは，我が国では認められていない旨を明確にした。

b) **表示する項目**（**7.1**）　**c)** の公称電気特性の表示は，対応国際規格では **7.2**（該当する場合に表示する情報）に規定しているため，カタログなどへの記載も許容しているが，旧規格では機器上への表示を要求していた。このデビエーションが必要であるかを審議した結果，公称電気特性の表示は機器上に表示すべき内容であるとし，このデビエーションを残すこととした。

c) **耐電圧**（**箇条 12**）　タイプ C のインバータ及び変換器は，対応国際規格で規定するタイプ A 及びタイプ B よりも二次電圧が高いため，旧規格の耐電圧の試験電圧は現実的ではないとの意見があった。タイプ C のインバータ及び変換器の耐電圧について審議した結果，対応国際規格の注記に規定する我が国特有の要求事項を反映して，電安法の技術基準の解釈の別表第六と同様の規定を適用することとした。

d) **通常状態の負荷**（**14.2**）　対応国際規格では，通常状態の負荷として負荷抵抗器を規定しているが，旧規格では，ネオン管負荷を認めている。このデビエーションの妥当性を審議した結果，我が国ではより実使用状態に近い負荷状態とするために，ネオン管による負荷を用いて試験することが一般的であることから，このデビエーションを残すこととしたが，より明確にするために，“定格出力電流を供給するネオン管による負荷”も用いることとした。

e) **追加の安全性要求事項**（**附属書 JA**）　旧規格では，**JIS C 8147-1** の**附属書 JA** を適用していたが，ネオン管用電子インバータ及び変換器を考慮した規定にはなっていないとの指摘があった。審議の結果，この規格では **JIS C 8147-1** の**附属書 JA** を適用せず，**JIS C 8109**（ネオン変圧器）の電線に関する規定を参考にして，新たに規定した。また，旧規格の **17.2** のネオン電線に関する要求事項は，この附属書に移動した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
箇条**1**	ー　タイプＢ なお，我が国では，1 回路当たりの出力電流の実効値が 50 mA を超えるものは，認められていない。 （下線部追加）	対応国際規格では，1 回路当たりの出力電流の実効値が 50 mA を超えるものも適用範囲内だが，我が国では，認めていない。
3.8A	**3.8A** **二次電圧** インバータ又は変換器に定格周波数で定格入力電圧に接続し，インバータ又は変換器の二次側（出力端子間又は一体形の二次側口出し線の両端間）に定常的に発生する，無負荷時又は定格出力電流を供給するネオン管の点灯時のいずれか高い方の電圧。 （**JIS C 8147-1** の **3.26C** を変更）　（下線部追加）	タイプＡ及びタイプＢの分類に用いる出力電圧は，無負荷時の電圧を採用しているが，タイプＣでは，無負荷時又は通常点灯時のいずれか高い方の電圧を採用している。
3.8B	**3.8B** **二次短絡電流** インバータ又は変換器に定格周波数で定格入力電圧に接続し，インバータ又は変換器の二次側（出力端子間又は一体形の二次側口出し線の両端間）を短絡したときに二次側に定常的に流れる電流。 （**JIS C 8147-1** の **3.26D** を変更）　（下線部追加）	タイプＡ及びタイプＢの分類に用いる出力電流は，定格負荷時の出力電流の表示を要求しているが，我が国で認めているタイプＣでは，定格負荷時又は二次短絡時のいずれか高い方の電流の表示を要求しているため，二次短絡電流を定義した。
箇条**6**	タイプＢ及びタイプＣのインバータ又は変換器は，複数の出力をもってもよい。この場合は，それぞれの出力は，箇条**1** の適用範囲の項目に適合しなければならない。 （下線部追加及び修正）	対応国際規格では，タイプＢのそれぞれの出力は“上記”に適合することを要求しているが，“上記”の場所を明確にした。
箇条**12**	タイプＣのインバータ及び変換器の試験電圧は，次による。 ー　二次巻線相互間に，定格二次電圧（変圧器の二次側の電圧）の 1.5 倍の電圧。 ー　巻線と金属外郭との間に，定格二次電圧（変圧器の二次側の電圧）の 1.5 倍の電圧。 **注記**　対応国際規格の注記は，我が国特有の要求事項であるため，本文に移動した。 （下線部追加）	タイプＣに対して，対応国際規格の規定を採用した場合，必要以上の試験電圧になる。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
18.2	適合性は，測定によって判定する。機械的応力を受ける状態下にある場合には，更に耐電圧試験によって判定する。　（下線部追加）	どの条件のとき耐電圧試験が要求されるかを明確にした。
箇条 **19**	出力回路を接地端子に接続するインバータ又は変換器は，**19.1**，**19.2** 及び **19.3** の要求事項に適合しなければならない。　（下線部修正）	対応国際規格では，保護回路はタイプＢに対して要求しているが，我が国では，出力回路を接地端子に接続するタイプＣに対しても，保護回路を要求している。
23.1	タイプ A のインバータ又は変換器の定格無負荷出力電圧は，**附属書 I** に従って測定した場合，端子と大地との間，かつ，端子間で 5 000 V（ピーク値）を超えてはならない。 タイプ B のインバータ又は変換器の定格無負荷出力電圧は，**附属書 I** に従って測定した場合，端子と大地との間で 5 000 V（ピーク値），かつ，端子間で 10 000 V（ピーク値）を超えてはならない。 タイプＣのインバータ又は変換器の二次電圧は，**附属書 I** に従って測定した場合，端子間で 15 000 V（実効値）を超えてはならない。 （下線部追加）	タイプＡ及びタイプＢの無負荷出力電圧の測定方法，並びにタイプＣの測定方法を明確にした。
I.1.2	出力電圧又は出力電流の測定は，インバータ又は変換器に定格周波数で定格入力電圧に接続し，この附属書に従って正確に実施する。	タイプＡ及びタイプＢの無負荷出力電圧の測定方法，並びにタイプＣの測定方法を明確にした。
I.2.2	**a)**　4 pF 以下の入力静電容量。ただし，タイプＣインバータ又は変換器に用いる場合は，5 pF 以下とする。 （下線部追加）	タイプＡ及びタイプＢの無負荷出力電圧の測定方法，並びにタイプＣの測定方法を明確にした。
I.3.1A	**I.3.1A　二次電圧の測定** **I.3.1** に基づいて，無負荷出力電圧を測定する。さらに，負荷抵抗器 R_1 又は定格出力電流を供給するネオン管を用いて，出力端子間の電圧を測定する。これらのうち，高い方の電圧を二次電圧とする。 電圧値が間欠的に変化する場合，実効値指示計器の最大指示値を二次電圧とみなす。陰極線オシロスコープで波形を観察し，実効値の平均を求めてもよい。 （下線部追加）	タイプＡ及びタイプＢの無負荷出力電圧の測定方法，並びにタイプＣの測定方法を明確にした。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
I.3.2A	**I.3.2A　二次短絡電流の測定** 測定する出力端子を短絡して，電流を測定する。電流値が間欠的に変化する場合，実効値指示計器の最大指示値を二次電圧とみなす。陰極線オシロスコープで波形を観察し，実効値の平均を求めてもよい。　（下線部追加）	タイプＡ及びタイプＢの無負荷出力電圧の測定方法，並びにタイプＣの測定方法を明確にした。
附属書 JA	**附属書 JA（規定）追加の安全性要求事項** **JA.1**　電源供給コードをもつインバータ又は変換器のコード類についての要求事項を追加 **JA.2**　二次側コードをもつインバータ又は変換器のコード類についての要求事項を追加 **JA.3**　接地用電線をもつインバータ又は変換器のコード類についての要求事項を追加 （附属書追加）	対応国際規格には，電線に関する要求事項がないため，電源供給コード，二次側コード及び接地用電線に関して，**JIS C 8109** の要求事項を採用した。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおり。

a) **適用範囲**（箇条 **1**）　対応国際規格では，適用範囲を 10 000 V 以下の出力電圧で動作するネオン管用電子インバータ及び変換器としているが，この規格では国内法規に整合させ 15 000 V 以下とした。また，この出力電圧をピーク値としていたが，**JIS C 8109** に合わせて，実効値とした。

b) **用語及び定義**（箇条 **3**）　タイプＣのインバータ及び変圧器で用いる二次電圧及び二次短絡電流の用語は，引用する **JIS C 8147-1** でも用いられているが，ネオン管用電子インバータ及び変換器を考慮されていないことから，新たに定義した。

c) **表示**（箇条 **7**）　旧規格では，**7.1** において，タイプＣのインバータ及び変圧器の定格二次電圧の表示をピーク値と規定していたが，箇条 **1** の適用範囲に合わせ，実効値とした。**7.2** において，対応国際規格で要求する動作温度を宣言する熱的保護機能付きランプ制御装置の記号は，この規格には該当しないので，削除した。

d) **保護回路**（箇条 **19**）　旧規格では，タイプＢのインバータ及び変圧器だけに保護回路を要求していたが，タイプＣにも出力回路を接地接続するものがあるので，出力回路を接地端子に接続するものに保護回路を要求した。また，**19.3** 及び **19.6.3** の注記において，“circuit with animation”の適切な和訳が困難であったが，規定文ではなく特殊な状況を例示した注記であることから，“ある回路”と意訳した。

e) **定格出力電流**（**23.2**）　旧規格では，出力電流の実効値又はピーク値のいずれか大きい方を超えてはならないと規定していたが，箇条 **1** の適用範囲に合致させるため，この規格では，出力電流の実効値及びピーク値の両方を超えてはならないとした。

f) **出力回路での電圧測定に使用するオシロスコープ用電圧プローブ**（**I.2.2**）　**a)** において，電圧プローブの入力静電容量を規定しているが，対応国際規格の規定（4 pF 以下）では出力電圧の高い我が国特有のインバータ及び変換器の測定が，正しくできない懸念があることから，タイプＣに限り 5 pF 以下とした。

g) 二次電圧及び短絡二次電流の測定方法（箇条 **23**，**I.3.1A** 及び **I.3.2A**）　タイプ C のインバータ及び変圧器の二次電圧及び短絡二次電流の測定方法を，**I.3.1A** 及び **I.3.2A** に規定した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4　一般的要求事項（JIS C 8147-1（以下，第1部）の規定による。） ランプ制御装置は，通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように，設計及び構成しなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 17.1 箇条23	第1部の第二条2項に該当する規定によるほか，次による。 箇条4　一般的要求事項（第1部の規定による。） ランプ制御装置は，通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように，設計及び構成しなければならない。 17.1　クラスII構造の独立形のインバータ又は変換器は，認めない。 箇条23　定格無負荷出力電圧又は定格二次電圧，及び定格出力電流又は定格二次短絡電流（全細分箇条を含む）	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	17.2	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか，次による。 17.2　インバータ又は変換器の出力端子と放電管との間のケーブルは，製造業者が指定したタイプのもので	

				附属書 JA	あって，次の動作に適していなければならない。 a) 高周波数での動作 b) インバータ又は変換器の出力電圧における動作 附属書 JA　追加の安全性要求事項（全細分箇条を含む）	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 JA.3	箇条7　表示（全細分箇条を含む） JA.3　接地用電線及び口出し線は，緑と黄との配色によって識別するか，又は容易に消えない方法で接地用である旨を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 箇条13 箇条20 箇条22	箇条8　端子部をもつインバータ又は変換器は，JIS C 8105-1 の関連要求事項に適合しなければならない。 箇条 13　インバータ及び変換器に用いる巻線の熱耐久性試験 インバータ，変換器又はその支持部は，通常状態又は異常状態の下で，温度が高すぎたり，安全性を損なったりしてはならない。 箇条20　ねじ，通電部及び接続部（第1部の箇条17の規定による。） その故障によってランプ制御装置の安全性を損なうおそれがあるねじ，通電部及び機械的接続部は，通常の使用でゆるまないこと。 箇条22　耐食性（第1部の箇条19の規定による。） 腐食することによってランプ制御装置の安全性を損	

					なうおそれのある鋼鉄製部品は，腐食に対して適切に保護していなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 箇条 11	箇条 7　表示（全細分箇条を含む） 箇条 11　耐湿性及び絶縁性（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、耐湿性をもっていなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 14 箇条 21	箇条 8　端子部をもつインバータ又は変換器は，JIS C 8105-1 の関連要求事項に適合しなければならない。 箇条 14　通常状態（全細分箇条を含む） 14.4　試験中に，関連する部品の温度は，JIS C 8105-1 の表 12.1 及び表 12.2 に示す値を超えてはならない。 箇条21　耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 充電部を所定の位置に保持する絶縁部品及び電撃保護用絶縁部品は、十分な耐熱性をもたなければならない。（第1部の箇条18.1の規定による。） ランプ制御装置は、充電部を固定している場合、又は充電部と接触する絶縁性部品を湿気及びじんあいにさらされることがないよう保護している場合を除き、耐トラッキング性をもっていなければならない。（第 1 部の箇条 18.5 の規定による。）	
第七条第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 18 箇条 19 JA.1.4	箇条 10　充電部との偶発接触からの保護（全細分箇条を含む） 箇条 18　沿面距離及び空間距離（全細分箇条を含む） 箇条 19　保護回路（全細分箇条を含む） JA.1.4　M 形，Y 形及び Z 形の取付方法の電源供給コ	

					ードの線心は，可触金属部品から絶縁しなければならない。	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条9 10.1 17.1 箇条19	箇条9　保護接地 タイプBのインバータ又は変換器の接地端子は，出力回路の一部に接続しなければならない。 10.1　最悪の場合であっても，電源を遮断した後に，インバータ又は変換器の出力回路の端子間において残留電荷が45 μCを超えてはならない。 17.1　クラスII構造の独立形のインバータ又は変換器は，認めない。 箇条19　保護回路（全細分箇条を含む）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	 箇条11 箇条12 箇条14 箇条18 JA.1.4	第1部の第八条に該当する規定によるほか，次による。 箇条11　耐湿性及び絶縁性 タイプAのインバータ又は変換器では，出力端子と，インバータ又は変換器のきょう（筐）体表面上のあらゆる箇所に置いた100 cm^2以上の面積の金属はくとの間の静電容量が，50 pFを超えてはならない。 箇条12　耐電圧（第1部の規定による。） ランプ制御装置は，十分な耐電圧をもたなければならない。 箇条14　通常状態（全細分箇条を含む） 14.4A　試験後，絶縁抵抗を測定し，その規定を満足しなければならない。 箇条18　沿面距離及び空間距離（全細分箇条を含む） JA.1.4　M形，Y形及びZ形の取付方法の電源供給コ	

					ードの線心は，可触金属部品から絶縁しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか，次による。 箇条 15　異常状態（全細分箇条を含む） 15.3　インバータ又は変換器は，安全を損なう欠陥を生じたり，煙が発生したりしてはならない。 独立形のインバータ又は変換器の外側の表面の温度は，90 ℃を超えてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4　一般的要求事項（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。JIS C 8105-1 の要求事項を満たさなければならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4　一般的要求事項（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 JA.1	箇条 8　端子部をもつインバータ又は変換器は，JIS C 8105-1 の関連要求事項に適合しなければならない。 JA.1　電源供給コードをもつインバータ又は変換器は，ケース内で接続している導体がねじれを含む張力から緩和されるように，かつ，導体の絶縁を摩耗から保護するように，コード止めを備えなければならない。	

第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	15.3	第1部の第十二条に該当する規定によるほか，次による。 15.3　インバータ又は変換器は，安全を損なう欠陥を生じたり，煙が発生したりしてはならない。 独立形のインバータ又は変換器の外側の表面の温度は，90 ℃を超えてはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	―	―	一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため，非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	16.1	16.1　出力電流は，製造業者によって指定した公称値の1.5倍を超えてはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	一般的に，不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないので，非該当が妥当と考える。
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再	■該当	19.3	19.3　地絡又は開路によってインバータ又は変換器の	

条第2項	び停止による危害の防止	始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□非該当		保護装置が作動した後で，主電源のスイッチを遮断するまでの間，保護装置は，作動したままの状態を維持しなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	一般的に，不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないので，非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条23 JA.1.6 JA.3	箇条23　定格無負荷出力電圧又は定格二次電圧，及び定格出力電流又は定格二次短絡電流（全細分箇条を含む） JA.1.6　電線が口出し線の場合には，次に適合しなければならない。 ― JIS C 3315に規定する口出用600 V ゴム絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁性能をもち，断面積が 2 mm^2以上のものとする。 JA.3　接地用電線をもつインバータ又は変換器 接地用電線及び口出し線は，次のいずれか又は同等以上でなければならない。 ― 直径が1.6 mmの軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さをもつ容易に腐食し難い金属線 ― 断面積が1.25 mm^2以上の単心コード又は単心キャ	

					ブタイヤケーブル － 断面積が 0.75 mm^2 以上の 2 心コードであって、その 2 本の導体を両端でより合わせ、かつ、ろう付け又は圧着したもの － 断面積が 0.75 mm^2 以上のより合わせコードを除く多心コード又は多心キャブタイヤケーブルの線心の 1 心	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4　一般的要求事項（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	J55001 等	雑音の強さは，別規格で規定される。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7	箇条 7　表示（全細分箇条を含む）	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		(イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。